

まちづくり市民会議提言書

【2009 年 1 月】

太田まちづくり市民会議

目 次

I	提言にあたって	2
II	提言	
1.	町内会と区長会運営についての改革提言	5
2.	安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言 . . .	9
3.	燐銀世代の活用による安全・安心なまちづくりの提言	13
4.	地球温暖化対策と自然環境を守るまちづくりの提言	15
5.	市民の健康づくりと伝統文化（観光）の総合政策の提言	21
6.	健全な子供たちを育むまちづくりの提言	25
7.	まちづくり基本条例の周知徹底についての提言	29
8.	次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に 市民と共有する提言	32
9.	太田市議会基本条例制定についての提言	35
III	提言書・答申書作成の経緯と内容	37
IV	委員名簿	42
V	まちづくり市民会議の検討経過	43
●	添付資料	52

I 提言にあたって

私たち、まちづくり市民会議の委員は、太田市が募集した「参画と協働のまちづくりにあたり、市民がまちづくりを自分たちの問題としてとらえ、今後のまちづくりを考えるための機会とし、市に対してまちづくりの情報提供や提案をすること」に共鳴し、自らの経験や考え方を生かしていくことが出来ればとの思いで参加しました。

2007年4月、初めての会議で市の事務局から、まちづくり市民会議の役割として、①市民の目線によるまちづくりの提言（提案） ②太田市まちづくり基本条例の見直しと検討（基本条例が、太田市に相応しいものであり続けているか）の説明があり、公募により集まった市民20名が、市長から委員の委嘱を受けてスタートしました。

当初、私たちはまちづくり基本条例に対する理解や認識について、不十分であったため、まちづくり基本条例の勉強会という基本的な問題から取り組みました。そして、市民の目線によるまちづくりの提案と、知識と技術を必要とするまちづくり基本条例の見直し検討という、多岐多様な課題の議論を開始しました。

まちづくり基本条例の勉強会を実施した後、第2回の会議までに事務局と4回にわたる打合せを行い、「まちづくりの提案」を担当する小委員会を2組織、「基本条例の見直し検討」を担当する小委員会を1組織、計3組織の小委員会を立ち上げることにしました。

それぞれの小委員会は毎月開催するとともに、定例会（全体会議）は4ヵ月に1回開催し、2年間の任期中にすべて合計すると67回の会議を開催することを計画しました。

小委員会で検討するテーマについては、各委員が応募する際に希望したまちづくりに関するテーマを整理分類し、3つの小委員会に振り分け、次のとおりとしました。

●第1小委員会 … まちづくりの提案

- ・安全・安心・利便性のあるまちづくり
- ・高齢者にやさしいまちづくり
- ・情報共有化のできるまちづくり

●第2小委員会 … まちづくりの提案

- ・健康づくり活動のやりやすいまちづくり
- ・健全な子供たちを育むまちづくり
- ・環境改善・環境整備を推進するまちづくり
- ・伝統文化を継承するまちづくり

●第3小委員会 … まちづくり基本条例の検討

- ・条例の見直し検討

小委員会への参加は、事前に委員から希望をとり決定しました。参加にあたり、複数の小委員会への参加を可能としましたが、第1小委員会が11名、第2小委員会が8名、第3小委員会が7名の結果となりました。

また、まちづくり市民会議全体のタイムスケジュールも次のとおりとしました。

●第1・2小委員会

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 2007年 9月～ | 希望テーマに基づく相互理解の促進・問題点の理解と促進 |
| 2008年 2月～ | 新太田市における理想像の検討（新太田市のあるべき姿） |
| 7月～ | 提言書の作成 |
| 2009年 1月 | 提言書の提出 |

●第3小委員会

- | | |
|-----------|----------------------|
| 2007年 9月～ | 条例の見直し手順の確認、現状評価 |
| 12月～ | 先進市の状況調査と報告・アンケートの検討 |
| 2008年 2月～ | アンケートの実施・回収分析・条例の審議 |
| 6月～ | まとめと改善案の作成 |
| 8月～ | 答申書の提出、提言書の作成 |
| 2009年 1月 | 提言書の提出 |

以上のスケジュールで提言書の作成を進めましたが、この間、提言テーマと関係の深い市関係課との意見交換を小委員会ごとに実施して、相互理解の促進を図り、提言書の精度を高めていきました。

また、提言内容につきましては、社会経済動向が変化する中で、何よりも『市民の目線』というものを重視しました。

本日提出いたしました提言書の市の実施に関する考え方、評価につきましては、3月27日（金）の定例会の最終回に中間報告という形で報告いただくとともに、次期まちづくり市民会議の皆さんにも、実施に関する検証をゆだねてい

きたいと考えております。

私たち、まちづくり市民会議のメンバーは、約2年にわたる期間、これほどまでに自分たちの住む太田市の現状理解と将来像などに対し、勉強や研究に取り組んだ経験はありませんでした。

その意味では、委員各個人においても大いに意味のある期間であったと考えます。

行政におかれましても、この提言書のみならず会議の経緯などにも注目し、提言内容の実現に向かって努力をお願いいたします。

2009 年 1 月

太田まちづくり市民会議
会 長 福 島 賢 之

Ⅱ 提言

【提言 1】

町内会と区長会運営についての改革提言

- ・ 情報公開と情報共有による地域コミュニティ活動の活性化
- ・ 行政と区長会・町内会との健全な仕組みづくり

(第 1 小委員会)

●現状認識と現状確認

1. 背景

地域コミュニティ（行政区）には住民自治組織（自治会や町内会など以下町内会）があり、これがまちづくりの原点である。

本市には 16 地区に 226 の行政区が存在するが、これまでの地域における慣例などから、その仕組み（制度、組織、運営）には差異があり、現在に至っている状況が見られる。

行政区の規模や地域環境などは、多様な課題を抱えており、町内会の制度、組織と運営について、下記の課題が挙げられる。

- (1) 会則の有無や会則の見直しの必要性
- (2) 役員の種類・任務・選出方法
- (3) 組織・会議（組・班、役員会、総会、専門部会など）
- (4) 会計（予算、決算、会計監査）
- (5) 運営（事業計画・報告）
- (6) 会館の有無や使用状況

2. 町内会の現状

- (1) 地域により、運営方法や活動状況に差異がある。
- (2) 区長会や町内会などの活動情報が、地域住民に対して十分に公開されていない地域がある。
- (3) 区長会を通した行政からのトップダウンによる市政の事務連絡や文書配布が、活動の大半を占めている。
- (4) 市政運営や組織の活性化に消極的で、活動がマンネリ化している地域がある。

- (5) 役員のなり手がいない、または任期が長期にわたっている地域がある。
- (6) 町内会などへの加入率が、低下している地域がある。
- (7) 一部の住民は活動に無関心である。

●問題点の認識・共有化

1. 町内会の問題点

- (1) 組織の運営形態に差異が生じている。
- (2) 会則、予算・決算（区費や事務委託費などの資金使途）、事業計画・報告などについて、不備や情報公開に不十分な点がある。
- (3) 組織運営や事業内容が旧態依然で、市民感覚のニーズとのずれが生じている地域がある。
- (4) 区長をはじめ役員の中には、その役割に対する認識不足、選出方法などについて制度化されていない部分が見られる。
- (5) 役員のなり手がいない、あるいは任期が長期にわたるなど、硬直化の弊害が発生している地域がある。
- (6) 住民の活動への無関心から、町内会などへの加入率が低下し、会費の徴収や活動に支障が出ている地域がある。

2. 区長会の問題点

- (1) 区長や区長代理の中には、区長会制度や役割についての理解が不足していて、区長会が本来の機能を果たしていない地区もある。
- (2) 行政の下部的組織として、行政から依頼された情報伝達が主な業務で、地域住民の意見や情報を行政に伝達する機能が希薄である。
- (3) 区長会の了承を得ることにより、地域の意向が確認されたこととみなされているため、十分な住民の意見が行政施策に反映されていないこともある。
- (4) 運営費は、区費と市税（補助金、運営委託料など）で大部分が賄われているが、資金使途（視察研修費や親睦費など）に地区によって情報公開が不十分な点が見られる。
- (5) 「太田市まちづくり基本条例に関するアンケート」についての区長や区長代理の回答率を見ると、下記の通り、低回答率で基本条例や市政に対する認識不足の面がみられる。
 - 平均回答率 43.4%
 - 最低回答率 14.8%（九合地区）
 - 最高回答率 85.2%（毛里田地区）

●あるべき姿の模索

1. 町内会のあるべき姿

- (1) 区長や地区役員は、自らの役割や組織の活動について理解と知識を有し、自ら意識改革に努めている。
- (2) 組織について透明性があり、円滑に運営するために、「会則」「予算・決算」「事業計画・報告」などを地域住民に公開している。
- (3) 運営に関する各種情報を公開し、住民の自主的な活動への参加と透明性ある活動を確保している。
- (4) 従来から実施している事業（お祭り、町内清掃、いきいきサロンなど）の他に、安心、快適なまちづくりを実現するため、地域の様々な課題について、地域住民自らが検討している。また、その意見や要望が区長会を通して、行政へ提案・要請され、地域自治の推進を図っている。

2. 区長会のあるべき姿

- (1) 区長会の果たすべき役割や行政との関係について、区長や区長代理自身が十分に認識しており、区長会において地域の課題や改善策などを検討し、行政区間の水平展開を図っている。
- (2) 区長や区長代理は、行政と意思疎通を図っており、市民感覚や市政の現状、地域の課題を把握している。
- (3) 「町内会」「区長会」「行政」が相互通行できるよう、区長会規約や会則、運営方法を整備し、その機能が保持できるよう定期的な見直しを行っている。
- (4) 地域のまちづくりの中核として、行政センターを十分活用している。

●提言（改善策）

1. 町内会について

- (1) 行政は、最低限の要件を備えたモデル会則などを提示し、会則などの整備状況を確認、改善指導し、平準化を図る。
- (2) 「会則」「規定」「予算・決算」「事業計画・報告」について、行政が集約し、情報公開する。
- (3) 予算書と決算書を行政に報告し、行政は資金使途を把握する必要がある。

2. 区長会について

- (1) コミュニティのリーダーとしての役割や使命と、区長制度、市政の現状、まちづくり基本条例などの理解を深めるため、区長や区長代理の研修を

定期的に実施する。

- (2) 定例地区会長会議・地区区長会会議などが、行政からの一方的な伝達、依頼、文書配布に大部分の時間が割かれている現状を改善して、地域の諸課題やあるべきまちづくりについて、議論したり、行政に提言したりする場に改革する。
- (3) 区長会は、地域の課題や改善策などを検討し、情報公開、運営の透明性を高めるために、区長と区長代理の出席のもとで実施する。
- (4) 区長会に関する「予算書」「決算書」「事業計画・報告」などについては、情報公開し、透明性を高める必要がある。
- (5) 地区会長会・地区区長会の規約や規則の見直しを「あるべき姿」に向けて検討する。

【提言 2】

安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言

・ バランスのとれた人口構成と利便性のある住みよいまちづくりを目指して

(第 1 小委員会)

●現状認識と現状確認

日本は急激な少子高齢化が進行し、人口減少時代に突入している。本市においても、2013 年の 216 千人をピークに減少に転じると予測されている。特に団塊世代の退職や勤労世代の減少で納税者人口が減少することにより、今後の市税の減収は避けられず、市の財政運営は厳しさが増すと予測される。

1. 市のまちづくりの問題点

(1) 大型公共投資の弊害

… 従来型の大規模住宅団地や工業団地の造成、市民会館建替計画など

(2) 市街地商店街の衰退

… 郊外への大型ショッピングセンターの進出、地元商店の不採算経営や後継者問題

(3) 農村部の衰退

… 休耕地の増加、後継者不足や不採算農家の増加、小規模兼業農家の廃業

(4) 超高齢化地域の増加

… 旧市街地を中心とした勤労世帯の流出、商店・スーパーの廃業、医療機関の移転など → 地域において大きな歪みが出ている。

2. 市の財政状況の問題点

平成 18 年度決算における市の財政状況は、実質収支比率 4.5、財政力指数 0.995、経常収支比率 92.8、実質公債費比率 14.4 で、実質収支比率と財政力指数は比較的良好であるが、経常収支比率は平成 17 年度比で 2.1 高くなっており、臨時的経費に対する支出可能枠が 7.2 しかなく、財政が硬直化してきている。実質公債費比率も平成 17 年度比で 0.2 高くなった。

3. 行政区の人口構成の問題点

行政区別の年齢別人口構成を調査した結果、55 歳以上の人口比率が 38%以上の超高齢化地域（準限界集落、限界集落など）が 97 行政区に及び、町内の防犯・防災、独居老人や高齢者世帯のケア、地域活動（町内清掃、まつり、スポーツ・文化活動）の存続などに支障が出てきている。

＊添付資料：太田市人口階層データ「行政区別」分析結果参照

●問題点の認識・共有化

1. 太田市が策定した「都市計画マスタープラン」では、安心・安全で快適なまちづくりを実現するために、本市の都市将来像を次のように区分している。

- (1) 中心拠点 … 太田地区中心市街地
- (2) 地域拠点 … 尾島地域拠点、新田地域拠点、藪塚地域拠点
- (3) 生活拠点 … 飯塚生活拠点、高林生活拠点、東部生活拠点、
菰川生活拠点、石橋生活拠点、尾島生活拠点、
木崎生活拠点、早川・上田中生活拠点

それぞれの拠点はどのような条件を備えたまちづくりを目指しているのか、定義が曖昧である。また、新生太田総合計画にはこれらの拠点作りの包括的な施策が盛り込まれておらず、都市計画マスタープランとの整合性に欠けている。

2. 行政区の人口構成を検討すると、次の問題点が導き出される。

- (1) 旧市街地では空家や空地が増加した。
- (2) 商店・スーパー、医療機関、行政機関などが近しくなく、利便性に欠ける地域が増加した。
- (3) 65 歳以上の人口比率が 50%以上の「限界集落」や 55 歳以上の人口比率が 50%以上の「準限界集落」と、その予備軍を含めると 97 行政区が超高齢化地域に突入している。
- (4) 人口構成のバランスに欠ける地域が 33 行政区ある。
- (5) 特に少子化対策が必要な地域が 41 行政区ある。

＊添付資料：太田市人口階層データ「行政区別」分析結果参照

3. 財政力は現在、比較的余裕があるが、今後の大型公共投資（市民会館建替えや総合太田病院の移転など）を考えると、「次の世代に大きな負担を残さず」に「安全・安心で快適に暮らせる、市民の理想とするまちづくり」を実現するための財源を確保できるかが問題である。

●あるべき姿の模索

1. 「中心拠点」「地域拠点」「生活拠点」を明確にし、子どもから高齢者まで各世代がバランスよく混在し、歩行や自転車で行ける範囲内（半径 500m～1 km）に商店・スーパー、医療機関、保育園、幼稚園、学校、公共施設、介護施設などがある、安全・安心で快適に暮らせる利便性が高いコンパクトなまちづくりが必要である。
2. 地域住民が自主的に参加し、透明性のある町内会活動が活発で、子どもから高齢者まで安全・安心で快適に暮らせるコミュニティが確立されている。
3. 歩行者、車椅子、自転車が安心して、通行できる道路が整備されている。
4. 市の財政力に弾力性と余裕があり、「安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくり」の施策を実行するため、財源が中長期的に確保できている。

●提言（改善策）

1. 都市計画マスタープランにおける「中心拠点」「地域拠点」「生活拠点」の定義を明確にする。
2. あるべき姿に基づく「安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくり」と都市計画マスタープランとの整合性をとり、実現するための計画を策定する。
※コンパクトなまちづくりとは、人口構成にバランスのとれた人口密集市街地に利便性（学校、医療機関、行政機関、商店・スーパーなど）のあるまちづくりを指す。

（留意点）

- ①市民、行政、市議会議員、学識経験者などの検討会で先進自治体の事例（高松市丸亀町など）などを参考に検討する。
- ②行政区の年齢別人口階層データを活用して、あるべき姿のまちづくりの実現に努める。
- ③人口密度の低い地域などは、地域の実情に合ったまちを実現するために、住民に何が必要か意見を聴いて、まちづくりをすべきである。
- ④あるべき姿のまちづくりを実行するため、中長期的な財源確保をしていただく

きたい。

*** 添付資料**

- ・ 太田市人口階層データ「行政区別」分析結果

*** 参考資料**

- ・ 新生太田総合計画
- ・ 太田市都市計画マスタープラン

【提言3】

いぶしぎん

燦銀世代の活用による安全・安心なまちづくりの提言

- 人材バンクの創設 -

(第1小委員会)

燦銀世代(いぶしぎんせだい)とは、一般的にいわれるシルバー世代とは異なり、能力や気力が充実し、地域社会など人の役に立ちたい意欲とボランティア精神のある世代とする。団塊の世代を中心に多くの世代が定年を迎え、第2の人生を模索する状況になってきている昨今、これらの世代の活用と生き甲斐を早急に確立し、より安全・安心なまちづくりを推進するように提言する。

●現状認識と現状確認

1. 家の後継ぎが、都会や新興住宅団地に転出することにより、若年世代だけのコミュニティが出現する一方、老人世帯だけが残される限界集落的なコミュニティも増加している。
2. 定年を迎えたが、自らの居場所と生きがいを見いだせない高齢者予備軍が着実に増加している。
3. 若年層では、結婚適齢期の男女が相当数存在するが、社会の変化や経済的な不安から未婚者の存在が増えるとともに、結婚をしても、子育てに対する経済的、精神的な不安から、少子化世帯が増加傾向にある。

●問題点の認識・共有化

1. 高齢化が進み、生活力の低下や要介護者のいる家庭の増加により、地域コミュニティの維持能力の低下や、行政の財政負担の増大をまねく事態が予想される。
2. 現役時代に定年後のライフプランを考えてはいたが、定年を迎えて現実に直面してみると、なにをやるべきか戸惑う世代の存在が懸念される。

3. 会社人間として現役時代を過ごしたため、自分の真の実力を活用できる機会が見いだせない世代と、彼らを受け入れ、活用する仕組みが出来ていない行政と地域コミュニティが存在する。

●あるべき姿の模索

1. 現役後世代の能力を活用できる仕組みが、行政と地域コミュニティに存在している。
2. 高齢層と若年層が協働により育児や子育て、介護などについて、相互扶養することで、地域コミュニティが3世代同居の家族と同様な機能を保持している。
3. 地域の安全・安心の担い手として、現役後世代を活用する仕組みが創設され、通学路の防犯、公園などの安全維持、遊歩道・散歩道などの維持管理を委託できる。

●提言（改善策）

現役後世代の活用について、市民・行政レベルで検討する仕組みを作る。
具体的な例としては以下のことが考えられる。

1. 現役後世代が、3世代家族と同様の役割（子育て支援、子どもとのふれあい、短時間の保育など）を発揮できる制度の創設と運用。
2. 通学路の防犯・監視パトロール業務、交通安全の補助業務など、現在育成会、防犯協会、交通指導委員などが実施している業務など、多くの人材の活用と実践を図る。
3. これらを実現するために「(仮称) 燦銀世代の人材バンク」を創設し、個人が持っている能力を地域に知ってもらい、最大限活用することにより、現役後世代の生き甲斐を生み出すと共に、高齢化社会、核家族化社会の問題解決に貢献させる。

【提言 4】

地球温暖化対策と自然環境を守るまちづくりの提言

(第2小委員会)

いま私たちの周りでは、地球温暖化や自然破壊、ごみ問題など様々な環境問題が深刻化している。この美しい地球をこれ以上上げがすことなく、次世代に引き継いでいくことが、私たちに課せられた責務である。

そのためには、限りある資源の有効活用をはかり、環境への負荷を可能な限り低減させる努力を継続し、さらに、湧水や山林などの貴重な自然をいつまでも大切にし、自然と人間の共生が確保されたまちづくりが重要であるとする。

●現状認識と現状確認

1. 地球温暖化対策

- (1) 太田市は地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいる。
 - ・太陽光発電／エコキュートの導入補助金
 - ・まほろば事業／スーパーエコハウス
 - ・次世代エネルギーパーク／バイオマスタウン
- (2) 企業ではある程度対策が進んでいるが、家庭部門のエネルギー消費量は年々増大している。
- (3) 太陽光発電はCO₂を出さないクリーンなエネルギーだが、設備投資に費用がかかる。

2. ごみ問題

- (1) 市街地と農村部では、ごみに対する意識の違いが見られる。
- (2) 市民側としては、ごみ回収ステーションのルールを守らないなど、個人意識の低さや、地域間での取り組みの差異など問題がある。
- (3) 行政側としては、ミックスペーパーやその他プラなどの分別した資源の回収方法の不備・不足等、市民のニーズに合致しないごみ政策があげられる。
- (4) 市内スーパー4店でマイバックの利用調査を実施したが、太田市での利用率は県平均が18.5%に対し11.2%と低い結果であり、市民の認識の低さも浮き彫りとなっている。

- (5) 前橋市の店舗ではマイバック利用調査で 70%台の結果がでている。さらにマイバックを利用すると割引等の特典など、店舗の対応に違いがある。
- (6) ごみの処理方法やそのための詳細な費用が市民に公開されていないため、市民の意識改革が進まない。

3. 自然環境

- (1) 太田市は豊かな自然環境に恵まれているが、その自然環境は年々悪化している。貴重な自然を後世に引き継ぐために、具体的な行動を起こすことが出来ていない。
- (2) 太田市は、環境問題に積極的に取り組んでいるが、自然環境の保全よりは、エネルギー問題に重点を置いている。
- (3) 河川の改修や土地利用の変化により湧水地や湧水量が減少している。
- (4) 水質調査の結果、湧水地と河川の透明度を比較すると、明らかに湧水地の水がきれいである。しかし、湧水地と河川は、ともに有害物質に汚染され、汚染の主な原因は、生活排水や家畜の糞尿などの処理対策が十分行われていないためである。

4. 環境教育

- (1) 未来を担う子ども達に対して、学校では環境教育は実施しているが、家庭での教育が不足している。
- (2) 環境を悪化させているのは大人であり、子どもは大人を見て育つため、大人の教育も必要であるが具体的な実行がなされていない。

●問題点の認識・共有化

1. 全般

- (1) 太田市は環境問題に取り組んでいるが、市民への広報が不足している。
- (2) 県と市の基本計画等の政策に微妙なずれがある。県と市は連携して同歩調をとって政策を実行してもらいたい。
- (3) 自分だけが取り組んでもたかが知れている、というあきらめムードが市民にある。
- (4) 実行をてっとり速く確実に出来る所が家庭であるという事を市民は認識していない。
- (5) 危機感を訴える行政の力が弱い（危機感を感じていないのではないか）。
- (6) 環境活動団体と行政とのネットワーク化ができていない。
- (7) 環境意識の高揚が行政・市民双方に必要である。

2. 地球温暖化対策

企業や家庭など全ての部門で対策をとっていかねばならないが、特に家庭部門の対応が遅れているので、意識改革を含めた対策が必要となる。

3. ごみ問題

- (1) ごみの処理方法や費用について積極的な情報公開が無い。
- (2) 官民一体でごみの減量化を考える必要がある。
- (3) 資源回収しているプラスチックや古紙類（ミックスペーパーなど）は回収頻度が低く、家庭におけるごみ処理の現状と遊離した施策となっている。
- (4) ごみ問題は各地域の課題でもあり、地域ぐるみの活動が必要である。
- (5) マイバック・マイバスケットについては、PRが不足しているほか、使い勝手の良いデザインやサイズなどは、各事業者の自主性にゆだねられている。

4. 自然環境

- (1) 自然環境保全の重要度についての関心や認識が市民・行政双方とも低い。
- (2) 市役所の担当部署が分かれていて一元化された保全活動ができない。（縦割り行政の弊害）
- (3) 太田市は田畑がまだ多い地域であるので自然が多いと錯覚しがちである。自然が少なくなりつつあることに市民・行政共に気づいていない。
- (4) 水質汚染の主な原因である生活排水を処理する（公共下水道・合併処理槽・農業集落排水処理施設）の普及率がまだ低い。家畜の糞尿等の処理対策が不十分である。

5. 環境教育

- (1) 市民対象の環境教育があまり行なわれていない。
- (2) 国や県、市で様々なパンフレットや冊子を作成しているが、その存在を市民は知らない。
- (3) 太田市の環境白書は身近な環境問題を知る上で貴重な資料となるが、専門的で難しい。
- (4) 全ての人に対して環境を守る意識づけが必要である。

●あるべき姿の模索

1. 地球温暖化対策

- (1) 市民が自らの問題としてとらえ、地球温暖化防止に積極的に取り組んで

いる。

- (2) 地域で市民自らが主体となって継続的な活動を進めている。
- (3) 世界的な温室効果ガスの排出増による地球温暖化の進行を防ぐため、具体的且つ積極的な解決に向け、地域、市民、事業者、行政が協力して実行している。
- (4) 各家庭においても地球温暖化についての関心が高く、排出ガスの削減に努めている。
- (5) 温室効果ガスを押えるため、1人ひとりが身近にできるエコ生活を意識して積極的に地域づくりに参加している。
- (6) 身近にできるストップ！ザ温暖化（ごみ減量・分別、生ごみの堆肥化、省エネ、省資源、キャンドルナイト、ライトダウンなど）について地域、市民、事業者、行政の輪を広げる活動が活発である。

2. ごみ問題

- (1) ごみの処理方法やそれに費やされる詳細な費用が公開され、市民のごみに対する意識・認識が十分理解されている。
- (2) 市民と行政、事業者でごみ削減について検討し、地域ぐるみで削減活動が展開されている。
- (3) 市民全てが、ごみの分別方法を理解し、資源としての回収率が極めて高い。
- (4) 行政は全ての市民・事業者が、ごみを適切に分別廃棄できるように、市民の声や要望に耳を傾け、改善の努力を怠らない。

3. 自然環境

- (1) 金山や藪塚地域の山林、新田地域の湧水地などの貴重な自然をいつまでも大切に守っていくため、自然環境保全の担当部門が一元化されている。
- (2) 地域、市民、事業者、行政が一体となり、保全活動を行っている。
- (3) 地球資源である森林や水を守るための運動が積極的に展開されている。

4. 環境教育

- (1) 子供からお年寄りまですべての階層に教育の機会をつくり、環境に対する意識の高揚を図っている。
- (2) 山林や湧水地など自然環境を生かした教育が実施されている。
- (3) 国や県、市等で作成した冊子やパンフレットを一元管理し、「広報おおた」等で広く市民に情報提供を行っている。また、環境関連の情報を市民に広く知らせ、情報の共有化を図っている。

●提言（改善策）

1. 地球温暖化対策

- (1) 市は、市民に太陽光発電やエコキュート等の導入による地球温暖化対策の効果を積極的に説明・広報し、その導入に対して適切な助成を行なう。
- (2) 市は、市民に省エネ製品の効果を数値で説明し、市民が家庭用電気機器を購入する際は省エネ製品を購入する機運を高める。
- (3) 市と市民は、現在実施している「ゆうまちゃんの県民エコD o !」や環境家計簿などを活用してCO₂の排出量を確認し、削減するための行動を起こす。
- (4) 市は、太陽光エネルギーの利用を促進するため、太陽光パネルを取り付けた場合の節約できる金額などを「広報おおた」や地区毎の会議やイベントで説明する。
- (5) 市は、全ての市民に対して環境を守る意識づけのため、キャンドルナイトやお月見消灯などの行事を通して広く市民に啓発する。

2. ごみ問題

- (1) 市はごみ処理の方法や、詳細な費用（リサイクル費用・最終処分費用・回収費用・焼却費用等）について定期的に広報等で公開し情報の共有化を図る。
- (2) 市は、市民とごみについて、もっとも分別し易い方法や削減について意見交換を行い、収集方法や収集場所・収集回数などの改善を行なう。
- (3) 市は、リサイクルプラザなどの最新処理現場の見学を積極的に奨め、地域に担当者を派遣し講習会を開催することによりボトムアップを図る。
- (4) 市は、市内全域でマイバック・マイバスケット運動に取り組み、ごみの源流からの削減を図る。
- (5) マイバックキャンペーンについても、地域に啓発するための手段を講じて、市民の理解を図る。
- (6) 市は、市内全域でレジ袋の有料化を進めごみのさらなる減量を進めるために、市民に対する意識づけ及び、事業者に対する働きかけを行う。

3. 自然環境

- (1) 市は、行政組織の一元化管理を進め、自然環境保全の担当部門（責任部門）を設け、縦割り行政からの脱却をはかる。
- (2) 市は、全体で環境保全に取り組んでいる金山のように、他地区の自然も、地元依存しているだけでなく、市全体で保全活動を実施する。
- (3) 市は、個人の庭など個人レベルに依存する緑を残していくには、以前実施

していた生垣コンクールなどを復活させ、個人レベルのモチベーション（やる気）を引き出す施策を実施する。

- (4) 市は、山林や湧水地、史跡等と組み合わせて自然環境を生かした教育を企画し、自然環境保全の意識の高揚を図る施策を実施する。

4. 環境教育

- (1) 市は、地域や各種団体（老人会・子ども会・ボランティア団体等）と協働で、環境出前講座を開催する。
- (2) 市は、広く市民に対する啓発のために、「広報おおた」に環境関連の情報等を子供やお年寄りにも解り易く連載していく。
- (3) 国や県、市から発行されている様々な環境関係のパンフレットや冊子を、行政は一元化し整理し、内容を広く市民に周知するために広報で連載していく。
- (4) 市は、環境白書等を、市民向けに内容をわかりやすくした小冊子を作成し配布する（例：ゆうまちゃんのこども環境白書）。
- (5) 太田市独自の環境アドバイザーの設置を検討し、市民の環境に対する核を育成する。

* 添付資料

- ・平成 19 年度 買物入れ調査結果集計表
- ・第 4 回 身近な水環境の全国一斉調査測定結果

* 参考資料

- ・新生太田総合計画 … 平成 19 年 3 月 太田市策定
- ・太田市環境基本計画（概要版）… 平成 19 年 4 月 太田市環境政策課
- ・太田市環境白書（平成 19 年度）… 平成 19 年 11 月 太田市環境政策課
- ・群馬県環境基本計画（2006-2015）… 群馬県
- ・新コツコツプラン（第 2 次群馬県地球温暖化対策推進計画）… 群馬県
- ・ゆうまちゃんのこども環境白書 … 平成 19 年 9 月 群馬県環境政策課
- ・こども環境白書 … 平成 19 年 7 月 環境省
- ・ゆうまちゃんの県民エコ D o !（平成 19 年度版）… 群馬県
- ・家庭でできる環境家計簿 … 群馬県
- ・日本のエネルギー 2008 … 経済産業省資源エネルギー庁
- ・地球温暖化防止ハンドブック … 群馬県環境森林部環境政策課
- ・なっとく、知っとく 3 R … 経済産業省リサイクル推進課
- ・なんとかしなくちゃごみのこと … 太田市リサイクル推進課
- ・求めます！あなたの行動力（群馬県環境アドバイザー募集）… 群馬県

【提言 5】

市民の健康づくりと伝統文化（観光）の総合政策の提言

（第 2 小委員会）

市民の健康づくりの原点は、身近で出来るウォーキングやサイクリングなどの促進であると考えられる。

また、本市に残る伝統文化（観光）の遺産については、後世に引き継いでいくべき重要な資産であると認識できる。

そこで、これらを融合させ、総合的に市の施策に生かしていくことで、私たち市民の誇れる貴重な財産になるのではないかと考える。

●現状認識と現状確認

1. 現在設定されているコースや、ガイドマップ類

(1) ウォーキングコース

- ・太田市運動公園に代表される「ウォーキングコース」の設定コース
- ・上州太田七福神めぐりマップ … 太田市観光協会、商業観光課作成

(2) ハイキングコース

- ・金山ハイキングマップ … 太田市観光協会、商業観光課作成

(3) サイクリングコース

- ・サイクリングロードおもしろマップ（太田市版）
… 群馬県県土整備部 道路企画管理課作成
- ・サイクリングロードおもしろマップ（蛇川・石田川・早川・粕川・他）
… 群馬県県土整備部 道路企画管理課作成

(4) 伝統文化・観光文化ガイド

- ・太平記の里（新田一族ゆかりの地）… 太田市外 3 町観光連絡協議会作成
- ・新田の荘ふれあい探検ガイドマップ … 太田市教育委員会文化財課作成
- ・歴史を秘めた新田の湧水地 … 太田市産業環境部環境政策課作成
- ・上州おおた漫遊記 … 太田市観光協会作成
- ・やきそば散歩道 … 上州太田焼そばのれん会作成

以上のように、「ウォーキングコース」「ハイキングコース」「サイクリングコース」など、非常に多くの小冊子が発行され、さらに「伝統文化・観光文化ガイド」の小冊子も発行されている。

しかし、これらの多くが“設定されただけ”“小冊子が作成されただけ”であり、多くの市民にその存在を周知することが欠けているのではないと思われる。

「サイクリングロードおもしろマップ太田市版」のコースを実際に自転車で走行してみると、1.6m 幅の歩道がサイクリングコースに指定してあるなど、コースとして認定するには無理な状況もみられた。

これらのことを踏まえると、身近な場所で、市民が活用できるウォーキングコースやサイクリングコースの整備が遅れているという実態がわかる。

●問題点の認識・共有化

1. ウォーキングコースやサイクリングコースの規格、基準が明確になっていない。

- (1) 身近に利用できる安全なウォーキングコースが少ない。
- (2) サイクリングコースを無理に歩道上に設置した危険な箇所がある。
- (3) サイクリングロードの確保を優先させるため、実態とかけ離れた箇所がある。

実際にサイクリングコースの現地調査を実施し、現状に合致しないコース設定を確認した。

*添付資料：まちづくり市民会議小委員会意見用紙「サイクリングロード面白マップ現地確認資料」参照

2. ウォーキングコースやサイクリングコースを当初整備しただけで、定期的な補修やメンテナンスがなされていない。

3. 同種類の観光ガイド・小冊子等が、さまざまな部署から発行され、一元化されていない現状が見受けられる。

4. 地域に埋もれている伝統的な文化芸能、風習、しきたり、習わし、子供の昔からの遊びなどの発掘・啓蒙が不足している。

- (1) 上記「観光ガイド・観光小冊子」には未掲載であるが、地域に語り継がれている。
- (2) 文化財的な「風習・伝統文化」などの掘り起こしと、公表などが不足している。

●あるべき姿の模索

1. 市民が健康づくりや家族、友人たちとの交友を、手軽で安全に実現できる「ウォーキングコース」「サイクリングコース」が身近に存在し、利用できる環境にある。
2. 市内に存在する名所旧跡、観光拠点、神社仏閣、湧水地などの全体が分かる情報が容易に入手でき、その中から、目的別、地域別のより詳細な情報が入手でき活用できる。
3. 地域の伝統的な風習、文化、子供の昔からの遊びなどが、市民に理解されており、後世にしっかりと受け継がれている。

●提言（改善策）

1. ウォーキングコース（運動公園、公園広場、郊外、市街地、農道、河川敷など）の規格、基準（広さ、休憩場所、照明、表示など）を明確にする。
2. サイクリングコース（サイクリング専用コース、一般道コース、市街地コース他）の規格、基準（広さ、休憩場所、照明、表示など）を明確にする。
3. 市内に存在する名所旧跡、観光拠点、神社仏閣、湧水地などの一元化したマップを整備し、さらに目的別や地域別の詳細なガイドマップを作成する。
4. 地域ごとに、伝統的に受け継がれている風習、文化、子供の昔からの遊びなどを調査し、小冊子にまとめる。
5. 近隣まで、公共乗り物（電車・バス）自家用車（駐車場付き）で行き、そこから周回可能な、ウォーキングコース・散策コースを整備し、市民の健康づくりの促進を図る。
6. 市内に存在する名所旧跡、観光拠点、神社仏閣、湧水地などをサイクリングコースで連結し、健康づくりと身近なレジャーを実現できる環境を整備する。

※1～3 は、早急（2 年以内）に実現させる。

※4 は、風習や文化などの基準を明確にし、調査方法（アンケート方式など）の

確立と、調査単位（行政区別・老人会組織・他）を明確にし、1～2年で検討を開始する。

※5.6は、予算等費用の関係もあるので、計画的に進めることとし、道路整備や補修時期と併せて部分的に実施していく等、無駄を排除しつつ、着実に計画的に実施していく。

※小冊子やガイドブックを作成する他、市ホームページを活用し、誰でも情報を入手できるようにする。

*** 添付資料**

まちづくり市民会議小委員会意見用紙「サイクリングロード面白マップ現地確認資料」

※参考資料

- ・サイクリングロードおもしろマップ（太田市版）
… 群馬県土整備局 道路企画管理課
- ・サイクリングロードおもしろマップ（蛇川、石田川、早川、粕川他）
… 群馬県土整備局 道路企画管理課
- ・太平記の里（新田一族ゆかりの地） … 太田市外3町観光連絡協議会
- ・新田荘ふれあい探検ガイドマップ … 太田市教育委員会文化財課
- ・歴史を秘めた新田の遊水地 … 太田市産業環境部環境政策課
- ・上州おおた漫遊記 … 太田市観光協会
- ・上州太田七福神めぐり … 太田市観光協会
- ・金山ハイキングマップ … 太田市観光協会
- ・やきそば散歩道 … 上州太田焼そばのれん会

【提言 6】

健全な子供たちを育むまちづくりの提言

- 食育、地産地消の推進 -

(第2小委員会)

現在、食に対する安全で安心な信頼が大きく揺らぎ、食物を扱う業者とそれを管理監督する一部の行政が社会的に問題になっている。

食は命にかかわる大事なものである。食卓の崩壊が指摘されている今こそ、子供たちが豊かな人間関係を育み生きる力を身につけてゆくため、私達の命の源である「食」について考える大切な時である。

私たちまちづくり市民会議は、食育を推進して健全な子供たちを育成することと、そのことを後押しする食物の自給率（地産地消）の向上をテーマに提言書の取りまとめを行った。

●現状認識と現状確認

1. 食育の推進

子供たちを健全に育成する基本が食事にあることは、だれもが認識していることであるが、現実には目を転じると以下の問題がある。

- (1) 肥満児童の増加や子供の体力低下（小児生活習慣病の増加）。
- (2) 情緒の安定しない子供たちの増加（我慢が出来ない・落ち着きがない）
- (3) 孤食（一人食事）や朝食抜き傾向の増加、また自分勝手な食事による偏食傾向な子供が多い。

これらの背景には以下の現状が存在する。

- (1) インスタント食品やレトルト食品に頼った食生活が多くなっている。
- (2) 核家族化の進行により、経験豊かな同居家族が少なくなった世帯の増加。
- (3) 養育費、教育費の上昇に対し、それに見合う収入が増えないため、共稼ぎ世帯が増加している。

2. 地産地消の推進

地産地消についても同様に多くの現実には直面する。

- (1) 自給率が低いにもかかわらず、農業後継者は減少し、農地が住宅団地や工業団地へと転用され、さらに自給率が低下する。
- (2) 農業従事者は、その労働に見合った対価を得ることが出来ないのが現実である（労働生産性、設備投資効率が低い）。
- (3) 過度な補助金農政であるため、それに頼りグローバルな競争意欲のない農業従事者の増加。
- (4) 流通経路の複雑さゆえの、生産と小売の価格差が大きい。
- (5) 安価な商品ばかり追い求める消費者。
- (6) 公供施設（学校等）で活用できにくい供給者と需要者のニーズの違い。
その中にあるにも、新田地区では給食センターの活用により、地場産自給率高いものがある。

●問題点の認識・共有化

1. 食育の推進

- (1) 子供を育成する親としての自覚が乏しく、子育てに自信の持てない親の増加。
- (2) 「子供は親の背中を見て育つ」このことの意味を知らない親の存在。
- (3) 子供には金を与え、学校にさえ行けばそれで済むと考えている親の存在。
- (4) 子供の躾は学校任せの親の存在。
- (5) 地域の中で交流を持てる親と、持てない親との 2 極化が進み、格差が拡大する。

2. 地産地消の推進

- (1) 地産農産物の多様化が進まない（同じ作物が同じ地域で収穫・作付される）。
- (2) 学校給食の献立が多様化しすぎて、地元農家が供給出来ない。
- (3) 必要量と供給量とのバランスとタイミングがマッチしない。
- (4) 地元産地の農産物はコスト的にメリットがない。
- (5) 計画生産ができにくい、個人主義の農業生産となっている。
- (6) 情報通信の整備（インターネット、ネットワーク化等）が遅れている。

●あるべき姿の模索

1. 食育の推進

- (1) 子育て世代を含めたすべての世帯が、食育についての理解と重要性について理解していて、自ら実践をしている。
- (2) 行政は、子育て世代に対して、食育についての重要度を継続的に啓蒙活動

などを実施して、食に対する認識を高める努力を怠らない。

- (3) 子育て世代の親たちは、子供に対する食育を通しての育成の重要度を理解しており、積極的に子供の教育に取り入れている。
- (4) 地域においても、食育の理解があり、地域で実施するイベント等においても、地域ぐるみで子供の健全育成に対して、協働で実現を図るように協力している。
- (5) 日本の伝統料理を継承している。(和食文化のすすめ)

2. 地産地消の推進

- (1) 学校給食や、公共施設に対する給食等については、地元生産農家との連携が取れ、必要なものを必要な時に供給される仕組みが構築されている。
- (2) 学校給食や、公共施設の献立を決定する栄養士は、地元で生産される農作物について精通しており、それらをバランスよく取り入れた献立を企画できる。
- (3) 地元農産物を活用した、レシピなどが常に公開され、地元農産物の活用方法が常に広く公開されている。
- (4) 地元生産農家は、食物の安全性に何時も考慮し、生産履歴（農薬や添加物等）の管理や情報公開を積極的に行い、生産物に対する安全性の管理を十分実施している。

●提言（改善策）

1. 食育の推進

- (1) 食育を推進するための教育を、親世代に対して実施する必要がある。
特に若年世代の親に対する教育を実施する。
- (2) 3世代同居の環境を積極的に導入する施策を実施する。
新興住宅団地の造成の開発よりも、生活拠点の人口密集政策をすすめ、核家族の解消に積極的に取り組む。
- (3) 若年世代や子育て世代が、簡単に実行できるメニューと、日本の伝統食に関するレシピ集などを作成し、学校や地域社会を通じて広く啓蒙を行う。
- (4) 食育をキーワードに地域、行政、学校などと連携して機会を作り、健康フェスタや食育を推進する。
- (5) 親子で学ぶ料理教室を企画し実施する。
- (6) 農業体験（米作り、野菜作り、泥付き野菜の観察など）を企画する。

2. 地産地消の推進

- (1) 学校給食に地元農産物を積極的に導入する施策を実施する。

- (2) 生産者と消費者との交流を積極的に進め、安全・安心な生産品を供給できる仕組みを構築する。
- (3) 生産者から流通業者（場合により産直の仕組み）消費者までのシンプルな物流ルートを構築する。
- (4) 本市で生産される農作物の一覧と生産量などについて情報を公開し、消費拡大を推進する。
- (5) 安全・安心な地元産の食材を使った郷土料理、又地元産の食材の良さを親や子供達に伝える料理教室を企画し実施する。

*** 添付資料**

- ・ 学校給食問合せについて（内田委員作成）

*** 参考資料**

- ・ ぐんま食育こころプラン（群馬県食育推進計画）・・・平成 18 年 5 月群馬県
- ・ 群馬県食育推進計画普及版からの抜粋資料
- ・ 健康おおた 21 からの抜粋資料
- ・ 早寝、早起き、朝ごはん（木崎小学校栄養職員作成資料）
- ・ はやね、はやおき、あさごはん（木崎小学校保健委員会資料）
- ・ 平成 19 年度 地場産野菜〔新田給食センター〕使用量
- ・ 平成 19 年度 新田給食センター行事食一覧表
- ・ 太田市食生活改善推進委員（活動内容）

【提言 7】

まちづくり基本条例の周知徹底についての提言

(第3小委員会)

●現状認識と現状確認

第3小委員会では、太田市まちづくり基本条例（以下、基本条例）に関しアンケートを実施した。アンケートの回収率は次表のとおりであるが、区長・区長代理や市議会議員については、大多数の回答を期待したが、それぞれ過半数に満たなかった。

■アンケート回収結果

対象者	配布数	回答数	回収率(%)
① 一般市民	500	142	28.4
② 新市のまちづくり基本条例検討会委員	24	13	54.2
③ 区長・区長代理	491	213	43.4
④ 市議会議員	38	13	34.2

●問題点の認識・共有化

1. 市民に対する基本条例の周知不足

基本条例の周知が、市民に対して十分に行われていないのではないかと。

(1) 新市のまちづくり基本条例検討会委員に対するアンケートで、市民の基本条例に対する認知度について尋ねたところ、

不十分 11名 どちらとも言えない 2名 十分 0 であった。

(2) 市民に対するアンケートで、基本条例の存在を尋ねたところ

知っている 34% 知らない 66% であった。

(3) 区長・区長代理へのアンケートでは

知っている 65% 知らない 35% であった。

(4) 市議会議員に対するアンケートで、市民の認識度について尋ねたところ

あるとは思わない 85% どちらとも言えない 15% であった。
これらを総合的に判断すると、市民への周知が不十分であると考えられる。

2. 区長や市議会議員の基本条例に関する認識不足

アンケートの回収率の低さから、区長や区長代理、市議会議員は、基本条例の認識について不十分であると考えられる。

基本条例は、本市におけるすべての条例、規則等の上位規範と定められている。そのため、区長や区長代理、市議会議員の役割を果たすためには、基本条例に対する認識が不可欠である。

●あるべき姿の模索

1. 市民に対する基本条例の周知徹底が、あらゆる場面で十分に且つ繰り返し行われ、市民がこれを理解し、行政と共にその責務を認識し、協働の精神で市政に参加する習慣が涵養されている。
2. 区長や区長代理は市政に積極的に関与し、地域コミュニティの活性化と区制運営の改善を継続的に推進している。
3. 市議会議員は基本条例を十分に理解して、自らの責務を認識し、市政の監視、政策の立案などについて、活発な活動を展開している。

●提言（改善策）

1. 市民に対する周知

市民に対して、基本条例の周知を徹底し、少なくとも条例の存在、協働と参画のまちづくり、市民の責務などについて、大多数の市民が理解できる施策を推進していただきたい。

具体的な方法については、補足資料などを参考に行政へ裁量を委ねたい。
ポイントは以下に重点を置いて、市民への周知徹底を推進していただきたい。

- ① 説明しやすい資料を作ること
- ② 継続的に周知徹底を進めること
- ③ 市民運動などを利用して横の広がりを持たせること
- ④ 教育の場を利用して継続的に周知徹底を進めること

2. 区長・区長代理に対する周知

毎年開催される新年度役員会や総会などで基本条例の内容を説明するほか、少なくとも新任の区長や区長代理に対しては、区制規則の説明などとあわせて

基本条例の条文並びに解説資料を使用した研修などを実施し、協働と参画のまちづくりが具体的に理解できる周知をお願いしたい。

3. 市議会議員に対する説明

市議会議員として基本条例を理解しているとは思いますが、更に理解を深めるため、議会事務局を通じて新任議員などに条文のみではなく、解説書などを提供し、基本条例の認識と理解を促したらどうか。

※補足

1. 基本条例の周知方法

(1) 新市のまちづくり基本条例検討会委員が挙げた方法

- ①説明会を開催する。
- ②副読本を作って配布する。
- ③基本条例とその他の施策との関係を分かりやすい表にして配布する。
- ④教育の場で取り上げる。
- ⑤上記以外の市の施策で行う。

(2) 市民アンケートによれば

- ①行政から市民へ周知を図る。
- ②市民活動を進める。
- ③教育の場を通じて周知する。

(3) 当市民会議の小委員会で出された意見

- ①基本条例のDVD（1時間程度）と解説本を作成し、市内の全図書館に配置するとともに、「広報おおた」で市民に周知して、自宅での視聴をお願いする。
- ②「広報おおた」に定期的に継続した掲載をする。

2. 教育の場を通じて周知を促すことについて

小中学校はもちろんのこと、市内にある高等学校、専門学校、大学、各種学校などにも基本条例の説明などを推奨することも考えられる。「市内で学ぶ者」も市民と捉え、基本条例の趣旨を周知したいと考える。

【提言 8】

次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に 市民と共有する提言

(第3小委員会)

太田市まちづくり基本条例は、次のとおり規定している。

第2章「まちづくりの基本原則」

第4項「市の執行機関及び市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。」

第5章「財政」

第13条（財政の公表）

第14条（財政に係る中長期計画の策定）

以上の基本条例に対して、現在の市の財政運営は条例の理念を十分理解しているとは言い難い。従ってさらに踏み込んだ具体的な条例変更を検討する必要があるとの提案があり検討した結果、行政（市長を含む）の条例の捉え方に問題があると判断したため提言する。

●現状認識と現状確認、問題点の認識・共有化

1. 太田市の現状と今後を次のように考える。

(1) 人口

… 減少傾向

特に納税者人口の減少が顕著（太田市年齢別人口階層表より）。

(2) 産業

… 伸びずどちらかといえば衰退傾向

自家用車の国内販売台数は、すでに5～6年減少が続いており、ガソリン・ディーゼル自動車から電気自動車に変化してきた場合、自動車産業の付加価値は半分以下となる。

(3) 商業

… 縮小傾向

売り場面積は増加しているのに売上高は減少し、雇用も減少に転じている。

(4) 市民所得

… 減少傾向

特に定年退職者の増加と、新規雇用者の減少により消費意欲が低下する。

(5) 行政コスト

… 増加傾向

特に郊外型開発の増加によるインフラ整備にコストがかかり、今後の保守管理費用も増大する。

これを踏まえれば、今までのように田畑をつぶし、住宅団地や工業団地の造成、ましてや行政機関を郊外に移転し、平面的な開発を続けていくことは財政を圧迫する要因になり、太田市の財政改革は困難になる。

2. 選挙で選出される市長や市議会議員は、行財政改革優先の政策では残念ながら長期にわたる市民の支持は難しいのが現状である。
市民は、「公供施設が建設された」「インフラが整備された」「補助金や助成金を出してくれた」などは評価しやすいが、投資抑制、削減などの財政改革は理解されにくいのが実態である。
3. 本市は年間の償還元金を超えない範囲内で、新たな借入をするという考え方である。この考え方では、緊急的、臨時的な大型公共投資が発生した場合、財政運営に支障が生じる恐れがある。
4. 大型公共投資事業について、費用対効果や償還計画は十分検討し公表されているのか疑問である。
5. 市は財政状況に関する資料を作成し、市民に公表しているが、資料の中に本市が関係する一般会計、特別会計、公営事業会計、一部事務組合、第3セクターなど全ての借入金が市民に分かりやすく記載されていないし、説明もなされていない。
6. 今後納税人口が減少し、税収の減収が避けられず、かつ、高齢者人口の増加により、社会保障費の負担が増加するので、財政の硬直化が進行し、厳しい財政運営が予想される。

●あるべき姿の模索

1. 全ての財務状況情報を徹底して市民に公開し、透明度のある財政運営を実

現しており、情報を共有できている。

2. 次の世代に大きな負担を残さないために、行政は市民に財政状況をわかりやすく、的確に公開、説明した上で、必要なサービスを拡大する場合は、痛みを伴う負担を理解できる市民となっている。
3. 本市独自の財政健全基準を設けて、本市にとって健全な財務運営（資産・負債）が維持、管理されており、市民と行政が共有できている。
4. 新規事業については、事業計画、損益計画、償還計画などが分かり易く市民に公表されており、説明責任を果たしている。
5. 歳入と歳出の収支（プライマリーバランス）が取れていて、留保金と借入金のバランスも取れている。

●提言（改善策）

1. 市民に分かりやすい徹底した家計簿レベルでの情報開示を行う。
過去の推移を含めて、収入、支出、負債、資産、債務保証などの財務状況を市民に分かりやすく公表し説明する。
2. 次の世代に大きな負担を残さない健全な財政計画を策定し市民と共有する。
上記のあるべき姿の実現に向け、中長期的な財政計画の策定や本市独自の財政健全化条例を制定するため、市民、市議会議員、行政、企業関係者など各階層の幅広い委員から構成される検討委員会を設立し、実施に向け検討を開始する。
3. 健全な財政運営を実現するため、行財政改革の長期計画を立案し財政の健全化を図る。
新生太田総合計画「まちづくりの基本理念」の6分野別主要事業にある⑥項「行財政の推進」の項目を「行財政改革の推進」に変更する。

*添付資料：多治見市健全な財政に関する条例

【提言 9】

太田市議会基本条例制定についての提言

(第3小委員会)

本市の憲法と言うべき「太田市まちづくり基本条例」が施行されて、すでに2年有余が経過した。先進自治体では、議会の憲法と言うべき「議会基本条例」を制定して、議会の改革や活性化に取り組んでいる。本市においても、「議会基本条例」の制定が必要であると考え提言する。

●現状認識と現状確認、問題点の認識・共有化

1. 平成20年2月に実施した市議会議員が対象の「太田市まちづくり基本条例に関するアンケート」の回答率は、13人(回答者)／38人(全議員)＝34.2%に留まった。
このことは、市議会議員の基本条例に対する認識度に差異があり、必ずしも理解が深まっていないことを表していると考えられる。
2. 市議会では次の①～④を実施してきたが、議会の役割と責務を果たそうと努める姿勢は理解できる。
 - ①議員定数を38人から34人に削減した。
 - ②本会議、委員会や協議会などをすべて公開している。
 - ③定例会の一般質問の要旨などを、「議会だより」の他、ホームページなどでも市民に積極的に周知している。
 - ④一問一答方式の議会答弁を導入している。
3. 市議会は新太田市になって、過去3年間に議員提案による政策的な条例（報酬や定数削減など議会にかかわるものを除く）の制定は行われていない。
また、現状では、市議会は行政から出された議案の「追認機関」であるとの批判が一部の市民にあることも事実である。
4. 市議会として、政策の立案や行政監視、また、質疑の論点や争点の開示が

不十分と考えられる。

●あるべき姿の模索

1. 選挙で選出された市議会議員は、市政の課題全般について、市民の意見を傾聴し、的確に把握して、市民の代表としてふさわしい活動をしている。
2. 議員は、不断の研鑽と研修によって、政策形成等の向上に努め、地域などの個別事案だけでなく、市政全般の向上を目指した活動をしている。
3. 市議会は、市民に対して情報を提供し、説明責任を履行している。
4. 市議会は、①政策立案、②行政監視、③市の執行機関が提案する施策に関する質疑の論点や争点の開示を行い、その役割と責務を果たしている。
5. 市議会は、公正性や透明性を確保し、市民参加を推進する開かれた議会として機能している。

●提言（改善策）

1. 市議会運営における最高規範として、「市議会基本条例」の制定に向けて検討し、その実現を図る。
2. 市議会基本条例は、上記の「あるべき姿」に配慮し「議会の役割と責務」、「議会と市民の関係」、「議会と行政の関係」を含め検証し制定する。

※添付資料

- ・北海道栗山町議会基本条例
- ・議会基本条例の考え方
- ・議会基本条例に関する新聞記事

Ⅲ 提言書・答申書作成の経緯と内容

2007年4月27日（金）、公募委員、市長、市の企画部長、企画担当副部長、事務局（企画課）が出席し、初めての会議が開催されました。

出席した委員は、それぞれのまちづくりに関する思いと考えを胸に、会議に臨みました。委嘱状が市長から委員へ交付され、その後、市長あいさつ、自己紹介、会議設置要綱の審議と進みました。会長と副会長を選出した後、会議日程案や今後議論するテーマの設定方法案について、事務局から説明があり、初めての会議は終了しました。

会議終了後に、福島会長、田部副会長、相沢委員、事務局で、まちづくり市民会議のテーマである、まちづくりの提案と太田市まちづくり基本条例の見直しを検討するには、まちづくり基本条例の理解が必要と考え、同条例の勉強会を開催することを決定しました。

1. まちづくり基本条例の勉強会による理解の促進

基本条例の制定に携わった福島会長と相沢委員が、同条例の内容や制定の考え方、経緯などを約2時間にわたり講義しました。

出席した委員はその場で初めて基本条例に接する委員もいて、以後の議論や課題検討にたいへん役立ちました。

2. まちづくり市民会議の問題点

第1回の会議における事務局の説明及び進行方法（会長、副会長選出など）の問題、公募した各委員のテーマにおける多様さなど、今後の会議運営の難しさを感じました。

市は、まちづくり市民会議の委員を募集する際に“市民参画と協働のまちづくりにあたり、市民がまちづくりを自分たちの問題としてとらえ、今後のまちづくりを考えるための機会としていただくため委員を募集する”としていました。また、活動内容は、市に対するまちづくりの情報提供や提案とし、会議は年4回の会議の他、随時開催としていました。

しかし、まちづくり基本条例の第4章「参画と協働」では「ともに考え、ともに活動する」と規定しています。

市は委員を募集する際に、この趣旨を十分説明した上、市民会議の委員に応募してもらうべきでした。

その内容の曖昧さから、多岐多様な考えの意見を持つ委員が集まることになり、2名の委員の途中辞退を招く結果になるとともに、会議の出席率に差異が生

じ、委員の方向性を集約する必要が生じました。

＊添付資料：まちづくり市民会議に関する問題点、会長のひとり言

3. 第2回の会議までの事前準備

第1回の会議後、上記の問題点を改善し今後の進行を円滑に進めるため、事務局と打ち合わせを実施して、以下の事前準備を行いました。

(1) 各委員提出の希望テーマの要約

委員がまちづくり市民会議で取り上げたい希望テーマを要約し、大きく2つに分類しました。

＊添付資料：まちづくり市民会議 各委員提出希望テーマ一覧表

(2) まちづくり市民会議における今後の進め方の作成

小委員会制により検討を進めることにしました。

＊添付資料：まちづくり市民会議における今後の進め方

(3) 小委員会制を導入した任期2年のタイムスケジュールの作成

自分たちは、“いつまでに” “どのような内容で検討し” “何をまとめなければならないか” を明確にして、目標管理が出来るよう計画しました。

＊添付資料：まちづくり市民会議タイムスケジュール

(4) まちづくり市民会議開催予定日一覧表作成

定例会や小委員会の日程を作成し、参加する委員のスケジュール管理を可能にしました。

＊添付資料：まちづくり市民会議開催予定日一覧表

(5) 小委員会参加希望用紙の作成

委員は希望する小委員会へ所属するものとし、また複数の小委員会への所属を可能にしました。

＊添付資料：まちづくり市民会議小委員会希望用紙

(6) 小委員会意見用紙の作成

小委員会を開催する際は、委員が事前に意見書を提出し、会議での議論を進めやすくしました。

＊添付資料：まちづくり市民会議小委員会意見用紙

4. 順調に進んだ小委員会

(1) 小委員会の鍵を握る委員長の存在

小委員会の委員長は、議論する各テーマに精通しており、会議の際は周到に準備し、定例会における経過説明も明快になるよう努めました。

提言書作成に当たっての取りまとめ、事前資料の準備修正など、あらゆる場面でリーダーシップを発揮しました。

(2) 目標管理が有効であった第1・2小委員会

●希望テーマに基づく議論（相互理解の促進、問題点の整理と検討）

第1小委員会と第2小委員会は、「まちづくりの提案」を担当しました。

それぞれの小委員会を開始した当時、会議で取り上げるテーマは委員により様々でしたが、意見用紙を活用することで各委員が考え方や意見を表明し、質問や意見交換をすることにより、相互の考えやテーマに対する理解が深まり、小委員会としての課題を効率的に集約することができました。

そして、本市の現状を確認するとともに、問題点を抽出し、委員相互で共有できたことは、結果としてその後の議論が脇道に逸れたり、後戻りすることを防ぐことに役立ちました。

●新太田市における理想像の検討（新太田市のあるべき姿）

問題点を抽出した後、新太田市の理想像を明確にし、それを実現するための改善策を検討しました。

この期間は、若干議論が後戻りすることも見られましたが、これまでの議論を振り返って確認する程度で、大きな方向転換には至りませんでした。

●提言書の作成

提言書の作成作業を効率的に進めるため、「提言書作成票」を定め、各小委員会が統一した様式で提言するようにしました。

また、提言にあたっては、次に事項を明確にするよう努めました。

（現 状）… テーマに基づき、現状がどのようなになっているかをまとめる。

（問題点）… 現状の中からの問題点を明記する。

（理想像）… 現状に対してあるべき姿を提示する。

（改善策）… 理想像を実現するための方策（提言）をまとめる。

実際の作成手順は、これまで議論を重ねた中から、テーマを絞り込み、叩き

台を作成しました。次にその叩き台をもとに、委員で議論し、最終案としてまとめ上げました。その最終案を事務局で確認修正（体裁の修正や文章的な修正など）し、そのうえで改めて検討し、提言書として完成させました。なお、提言書の作成は、パソコンとプロジェクターを活用し、メンバー全員で文章の表現や文言を確認しながら進めました。この方法をとったことは、非常に有効でした。

＊添付資料：提言書作成票

(3) アンケートの実施と条例変更の基準作りが効果的であった第3小委員会

第3小委員会は、「まちづくり基本条例の見直しと検討」を担当しましたが、同条例の見直しにあたり、具体的な手順は次のとおりとしました。

①基本条例制定後に実施された主な施策の確認

… 市の施策の実施状況を把握しました。

②基本条例の制定に携わった委員へのアンケート

… 新生太田総合計画などの施策への反映度、市民への基本条例の認知度、条例改正の必要性など、基本条例の制定に携わった委員から意見を収集しました。

③先進市町の条例見直し状況の調査

… 本市より先に基本条例を制定していたニセコ町、志木市、三鷹市、多摩市の同条例の見直し状況を確認しました。

以上を進めていく中から、市民や区長、区長代理、市議会議員に対するアンケートの必要性を認識し、実施しました。

④市民、区長、区長代理（区長会）へのアンケート

… 市民、区長会ともに基本条例の認知度の低さが確認できました。また、市民に対する市の基本条例の周知不足が表面化してきました。

⑤市議会議員へのアンケート

… アンケート回収率が予想よりも低かったため、基本条例の認識について不十分な可能性が顕在化してきました。

以上のアンケート結果から、基本条例の市民への周知不足、区長や市議会議員の認識不足など新たな課題も見えてきました。

＊添付資料：まちづくり基本条例アンケート報告書

⑥基本条例を変更する判断基準の作成

- ・基本条例そのものに問題があると判断された場合
- ・基本条例が制定された時点と環境や状況が変化した場合
- ・基本条例通り市が施策を実行していない場合

以上の3項目に該当した場合は、基本条例の変更を検討することにしました。この背景には、基本条例は本市の条例や規則の上位規範として位置づけられているため、安易な判断で変更するべきでなく、十分に精査した上で変更を答申するべきであると判断したためです（2008年8月答申済）。

また、条例変更の答申に至らない場合でも、基本条例と市の施策を照らし合わせ、施策に不足があると判断した場合は、提言することで、市に対して課題を提起することになりました。

⑦提言書作成による課題提起

- … 提言により市に課題を提起することで、基本条例を検証する上での議論に柔軟性が保てるようになりました。

＊添付資料：まちづくり基本条例改定の判断する基準

4. 関係課との意見交換による相互理解の促進

小委員会ごとに市の関係課と意見交換会を開催し、まちづくり市民会議の活動や検討内容を行政に理解していただく機会になるとともに、関係課の認識や取り組みが確認でき、提言書を作成する上での糧となりました。

＊まちづくり市民会議関係課意見交換会概要

5. 小委員会相互の情報共有に寄与した定例会（全体会議）

3ヵ月に1回、定例会（全体会議）を開催し、各小委員会の委員長から概要を報告し、進捗状況を確認しました。また、意見交換をすることにより、委員相互の理解とまちづくり市民会議の一体感を醸成することができました。

6. 長期間にわたり支え続けていただいた事務局（企画課→企画政策課）

冒頭に問題点として記してありますが、スタート当初こそ多少ぎくしゃくした感じは否めませんでしたが、相互にレベル合わせした後の対応は、事務局に相応しい協力と支援がありました。

IV 委員名簿

●委員一覧

- ・会 長 福 島 賢 之 (第3小委員会副委員長)
- ・副会長 田 部 浩 子
- ・委 員 相 沢 亘 寛 (第3小委員会委員長)
- ・委 員 天 笠 秀 昭
- ・委 員 荒 井 功 次
- ・委 員 内 田 忠 男
- ・委 員 浦 野 稔 (第1小委員会委員長)
- ・委 員 神 谷 和 行
- ・委 員 栗 原 歌 子
- ・委 員 後 藤 佳 子
- ・委 員 境 野 賢 治
- ・委 員 佐々木 美津江
- ・委 員 高 橋 幸 子
- ・委 員 西 村 豊 (第2小委員会委員長)
- ・委 員 早 川 敦 巳
- ・委 員 原 澤 久美子
- ・委 員 宮 越 早 苗 (第1小委員会副委員長)
- ・委 員 森 尻 ひろみ (第2小委員会副委員長)

●小委員会別

	＜第1小委員会＞	＜第2小委員会＞	＜第3小委員会＞
・委員長	浦 野 稔	西 村 豊	相 沢 亘 寛
・副委員長	宮 越 早 苗	森 尻 ひろみ	福 島 賢 之
・委 員	相 沢 亘 寛	荒 井 功 次	浦 野 稔
・委 員	天 笠 秀 昭	内 田 忠 男	高 橋 幸 子
・委 員	荒 井 功 次	神 谷 和 行	田 部 浩 子
・委 員	境 野 賢 治	栗 原 歌 子	早 川 敦 巳
・委 員	佐々木 美津江	後 藤 佳 子	
・委 員	早 川 敦 巳	福 島 賢 之	
・委 員	原 澤 久美子		
・委 員	福 島 賢 之		

*第1・2小委員会：まちづくりの提案、第3小委員会：まちづくり基本条例の見直し検討

V まちづくり市民会議の検討経過

年月日	会議種別	協議内容
2007 年 4 月 27 日	第 1 回定例会	○市長挨拶、委嘱状交付 ○設置要綱案の検討 ○会長、副会長の選出 ○定例会日程の検討 ○まちづくり市民会議の役割 ○テーマについての検討
5 月 9 日	基本条例勉強会の 事前打合せ	○資料の確認 ○説明の役割分担の確認
5 月 16 日	基本条例勉強会	○14 名の委員が参加
6 月 12 日 7 月 6 日	事務局との打合せ	○第 2 回定例会の検討課題 ○必要資料の検討 ・今後の進め方（小委員会制） ・2 年間のタイムスケジュール（会議予定一覧表） ・各委員提出テーマ一覧表 ・小委員会希望用紙 ・小委員会意見用紙 ○全般的な進め方の意見交換
8 月 3 日	第 2 回定例会	○設置要綱の決定 ○各委員の希望テーマにおける相互理解の促進 ○希望テーマに基づく小委員会の設置と説明 ○今後のスケジュールと進め方の説明
8 月 28 日	事務局との打合せ	○小委員会の進め方 ○委員長、副委員長の人選方法
9 月 4 日	第 1 小委員会①	○委員長、副委員長の選出 ○テーマの検討 ○今後の進め方の意見交換
9 月 11 日	第 2 小委員会①	○委員長、副委員長の選出 ○テーマの検討 ・自由な意見交換 ○今後の会議の進め方について

9 月 18 日	第 3 小委員会①	○委員長、副委員長の選出 ○基本条例見直し手順、作業日程表の説明 ○新市のまちづくり基本条例検討会委員へのアンケート実施 ○基本条例制定後の主な施策の説明
10 月 4 日	第 1 小委員会②	○意見交換 ・区長等地区役員の制度について ・テーマについて ○今後の進め方について
10 月 9 日	第 2 小委員会②	○意見交換 ・ウォーキングコースの整備 ・食育の推進 ・地域伝統文化マップの作成 ○ウォーキングコースやサイクリングコースの現地調査の検討
10 月 17 日	第 3 小委員会②	○意見用紙による意見交換 ○基本条例に基づく事務事業の説明 ○市民、市議会議員に対するアンケートの検討
10 月 26 日	第 3 回定例会	○各小委員会の実施状況の報告 ○各小委員会（委員長、副委員長）の選出報告 ○各小委員会の会議開催日の報告
11 月 8 日	第 1 小委員会③	○意見交換 ・区長に依頼している役員の状況について ・区長等の地区役員について ・コンパクトなまちづくりについて ・安全・安心なまちづくりについて
11 月 13 日	第 2 小委員会③	○意見交換 ・サイクリングロードについて ・ウォーキングコースについて ・環境について
11 月 21 日	第 3 小委員会③	○新市のまちづくり基本条例検討会の委員に対するアンケートの結果報告 ○行政組織別基本条例適用分析の報告 ○意見用紙による意見交換 ○第 3 小委員会のとるべき行動とアンケートの検討

12 月 6 日	第 1 小委員会④	○意見交換 ・ 区長等の地区役員について ・ コンパクトなまちづくりについて ・ 安全・安心なまちづくりについて
12 月 11 日	第 2 小委員会④	○サイクリングロード現地調査の報告 ○環境改善、環境整備を推進するまちづくりの検討
12 月 19 日	第 3 小委員会④	○先進市町のまちづくり基本条例の見直し状況についての検討 ○市民対象のアンケートの検討 ○市議会議員対象のアンケートの検討
2008 年 1 月 10 日	第 1 小委員会⑤	○意見用紙の説明 ・ 地区役員等の役割について ・ 私の住む行政区の人口構成について ・ 太田市の財政状況について
1 月 15 日	第 2 小委員会⑤	○意見交換 ・ ごみ問題について ・ 自然環境について ・ 伝統文化の継承について
1 月 23 日	第 3 小委員会⑤	○市民対象のアンケートの具体的な実施の決定 ○市議会議員対象のアンケート実施の決定
1 月 25 日	第 4 回定例会	○各小委員会の実施状況の報告 ○意見交換 ○第 3 小委員会のスケジュール変更の報告
2 月 7 日	第 1 小委員会⑥	○太田市における理想像の検討 →あるべき姿の検討に入る ○意見用紙の検討 ・ 地域活性化対抗戦について ・ 町内会、地区役員の役割と制度について (行政指導に向けて) ・ 歪みの大きい地域の抜粋の説明
2 月 8 日	区長会へ アンケートを依頼	○定例地区会長会議で、区長・区長代理を対象にしたアンケートの内容を説明

2月12日	第2小委員会⑥	○意見交換 ・地産地消、食育について ・マイバックの利用について ○あるべき姿の取りまとめテーマ ・地産地消と食育 ・伝統文化と健康 ・環境問題
2月20日	第3小委員会⑥	○市民、議員に対するアンケート集計の日程決定 ○基本条例の問題提起「行政や市議会に対する市民の監視機能」「健全な財政運営」「町内会活動への参加」
3月4日	第3小委員会 アンケートの集計	○市役所のセミナールームで、委員がアンケートの集計作業を行う
3月6日	第1小委員会⑦	○意見用紙の検討 ・地域SNS「おおたんネット」の活用について ・区内だよりについて ・町内会、地区役員の役割と制度について
3月11日	第2小委員会⑦	○地産地消の詳細な検討 ○食育の詳細な検討
3月19日	第3小委員会⑦	○アンケート集計結果の報告 ○集計結果の検討 ○今後の進め方の検討
4月10日	区長会へアンケート結果の報告	○定例地区会長会議でアンケート結果を報告
4月10日	第1小委員会⑧	○まちづくり基本条例アンケート結果の報告 ○太田市人口階層データ（行政区別）について ○市民、市議会、市の執行機関の（協働）のあり方について
4月15日	第2小委員会⑧	○伝統文化についての検討 ○健康づくりについての検討
4月23日	第3小委員会⑧	○意見用紙の検討 ・アンケートの結果について ・市議会等について ・環境問題について

4 月 25 日	第 5 回定例会	○各小委員会の実施状況の報告 ○意見交換 ○行政区別人口階層データの分析結果の説明 ○「新年度予算のあらまし」、「都市計画マスタープラン」、「60 のまちづくり」の説明 ○香川県高松市の自治基本条例を考える市民フォーラムへの参加報告
5 月 8 日	第 1 小委員会⑨	○意見用紙による検討 ・まちづくり事業計画の策定について ○意見交換
5 月 13 日	第 2 小委員会⑨	○環境に関する詳細な検討 ・市民への広報不足について ・地球温暖化防止、ごみ問題について →次回はあるべき姿の最終回
5 月 22 日	第 3 小委員会⑨	○基本条例と行政施策の整合性の検討 ○基本条例を周知徹底する方法の検討 ○基本条例改定の判断基準及び条例見直し内容の検討（財政、町内会、市民の監視機能）
5 月 28 日	会長・委員長会議	○関係課との意見交換について ○提言書作成について ○次期まちづくり市民会議のあり方について
6 月 5 日	第 1 小委員会⑩	○意見用紙の検討 ・町内会、区長会制度の改革、行政区の合区 ○提言書の作成について ○次期まちづくり市民会議について
6 月 10 日	第 2 小委員会⑩	○提言書の作成について ○次期まちづくり市民会議について ○意見交換（自然環境と環境教育について）
6 月 18 日	第 3 小委員会⑩	○提言書作成方法と次期まちづくり市民会議のあり方の説明 ○見直し提案内容についての検討 ・第 4 条基本原則（財政） ・第 22 条（コミュニティの役割） ・第 32 条（環境と共生するまちづくり） ・新規追加 （市民の監視機能、平和、市長と議会の関係）

6 月 26 日	第 3 小委員会 関係課意見交換会	総務課、財政課、地域総務課、環境政策課、議会 総務課 ○健全な財政運営について ○地域コミュニティについて ○オンブズマン制度について ○市議会議員について ○温室ガスの排出抑制について
7 月 1 日	第 2 小委員会 関係課意見交換会	環境政策課、リサイクル推進課、清掃施設管理課、 健康教育課、文化財課 ○環境改善、環境整備を推進するまちづくり ○健全な子供たちを育むまちづくり ○健康づくりのやりやすいまちづくり ○伝統文化を継承するまちづくり
7 月 3 日	第 1 小委員会⑪	○関係課との意見交換会の説明 ○提言書作成表の検討 ・燦銀世代の活躍制度の創設 ○地域コミュニティの役割について
7 月 7 日	第 1 小委員会 関係課意見交換会	地域総務課、都市計画課 ○町内会、地区役員の役割と制度について ○安全、安心、快適でコンパクトなまちづくりに ついて
7 月 8 日	第 2 小委員会⑪	○提言書の作成について ・提言書の作成方法について ・健全な子供たちを育むまちづくりについて
7 月 16 日	第 3 小委員会⑪	○基本条例の変更案（第 22 条・地域コミュニティ） ○基本条例変更理由書の説明と検討 ○答申書提出の日程の決定 →以降提言書の作成に進む
7 月 25 日	第 6 回定例会	○各小委員会の実施状況の報告 ○意見交換 ○関係課意見交換会の概要報告
8 月 7 日	第 1 小委員会⑫	○提言書の作成について ・現状認識と現状確認 ・問題点の認識、共有化 ・あるべき姿の模索 ・提言（改善）

8 月 12 日	第 2 小委員会⑫	○提言書の作成について ・現状認識と現状確認 ・問題点の認識、共有化 ・あるべき姿の模索 ・提言（改善）
8 月 20 日	第 3 小委員会⑫	○まちづくり基本条例変更の答申書提出（林副市長） ○提言書の項目検討 ・財政について ・基本条例の周知徹底について ・市議会基本条例の制定について ・地球温暖化対策について ・平和都市宣言について
9 月 4 日	第 1 小委員会⑬	○町内会と区長会運営についての改革提言 ○安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言
9 月 9 日	第 2 小委員会⑬	○市民の健康づくりと伝統文化（観光）総合政策 ○地球温暖化と自然環境を守るまちづくり
9 月 17 日	第 3 小委員会⑬	○提言書作成の順位づけ ○基本条例の周知徹底について ○議会基本条例制定について ○地球温暖化防止について
10 月 2 日	第 1 小委員会⑭	○安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言
10 月 7 日	第 2 小委員会⑭	○地球温暖化と自然環境を守るまちづくり
10 月 15 日	第 3 小委員会⑭	○次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する提言
10 月 24 日	第 7 回定例会	○各小委員会の実施状況の報告 ○提言書テーマの報告 ○基本条例変更答申書提出の報告 ○全体の提言書提出の詳細報告 ・表紙 ・提言に当たって ・提言の経緯と内容 ・会議開催とその概要 ・まちづくり市民会議の名簿 ・添付資料

11 月 6 日	第 1 小委員会⑮	○安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言 ○燠銀世代の活用による安全・安心なまちづくりについての提言 * 提言書の作成完了
11 月 11 日	第 2 小委員会⑮	○健全な子供たちを育むまちづくりの提言
11 月 19 日	第 3 小委員会⑮	○基本条例意見公募手続きの説明 ○次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する提言 ○まちづくり基本条例の周知徹底についての提言 ○太田市議会基本条例制定についての提言
12 月 9 日	第 2 小委員会⑯	○市民の健康づくりと伝統文化（観光）総合政策 ○地球温暖化と自然環境を守るまちづくり ○健全な子供たちを育むまちづくりの提言 以上の最終確認 * 提言書作成完了
12 月 17 日	第 3 小委員会⑯	○太田市まちづくり基本条例の一部改正について（意見公募）についての説明 ○まちづくり基本条例の周知徹底についての提言 ○太田市議会基本条例制定についての提言 以上 2 提言の最終確認 * 「平和都市宣言」、「地球温暖化対策のための根本的重点的対策の中・長期計画立案による推進」の 2 テーマは日程の関係で未検討とする。
2009 年 1 月	会長・各委員長 事務局	○提言書の確認 ○今後の日程について
1 月 15 日	総務企画委員会 との意見交換会	○市議会の総務企画委員会と意見交換
1 月 30 日	第 8 回定例会	○提言書の提出（清水市長） ○懇親会
2 月 5 日	第 1 小委員会 関係課意見交換会	企画政策課、地域総務課、都市計画課 ○町内会と区長会運営についての改革提言 ○安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言 ○燠銀世代の活用による安全・安心なまちづくりの提言

2月 6日	区長会との 意見交換会	○区長会の地区会長と意見交換
2月 12日	第2小委員会 関係課意見交換会	環境政策課、リサイクル推進課、清掃施設管理課、 文化財課、健康教育課 ○地球温暖化対策と自然環境を守るまちづくりの 提言 ○市民の健康づくりと伝統文化（観光）の総合政 策の提言 ○健全な子供たちを育むまちづくりの提言
2月 17日	第3小委員会 関係課意見交換会	企画政策課、財政課 ○まちづくり基本条例の周知徹底についての提言 ○次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財 務状況を的確に市民と共有する提言
3月 27日	第9回定例会	○提言書に対する市の実施に関する考え方の報告 ○まちづくり市民会議解散式

添付資料

●添付資料一覧

1. 太田市人口階層データ（行政区別）分析結果
2. 平成19年度 買物入れ調査結果集計表
3. まちづくり市民会議小委員会意見用紙「サイクリングロード面白マップ現地確認資料」
4. 学校給食問い合わせについて
5. 多治見市健全な財政に関する条例
6. 栗山町議会基本条例
7. 議会基本条例の考え方
8. 議会基本条例に関する新聞記事
9. 太田まちづくり市民会議に関する問題点、会長のひとり言
10. まちづくり市民会議 各委員提出希望テーマ一覧表
11. まちづくり市民会議における今後の進め方
12. まちづくり市民会議タイムスケジュール
13. まちづくり市民会議開催予定日一覧表
14. まちづくり市民会議小委員会希望用紙
15. まちづくり市民会議小委員会意見用紙
16. 提言書作成票
17. まちづくり基本条例アンケート報告書
18. まちづくり基本条例改定の判断する基準
19. まちづくり市民会議関係課意見交換会概要

●まちづくり市民会議提言書